

資 料 編

第5次秋田市地域福祉計画の策定経過

《令和4年度》

- 令和4年 8月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
- 1 1月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
- 1 2月 市民意識調査(アンケート調査) [ニーズ調査]
- 令和5年 3月 第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
「地域福祉計画策定方針」決定

《令和5年度》

- 令和5年 5月 第1回秋田市社会福祉審議会 [諮問]
- 7月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [現行計画評価]

※計画策定を1年延期

《令和6年度》

- 令和6年 8月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [素案(部分)審議]
- 1 0月 地域福祉推進関係者連絡会 (3回) [意見聴取]
- 1 1月 地域福祉計画等推進庁内連絡会 [素案確認] ※1月まで
- 1 2月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [素案審議]
- 令和6年1 1月市議会定例会厚生委員会 [素案報告]
- パブリックコメント (令和3 1年1月まで) [意見聴取]
- 説明会 (3回) [意見聴取]
- 令和7年 1月 第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [答申案審議]
- 2月 第2回秋田市社会福祉審議会 [答申]
- 3月 令和6年年2月市議会定例会厚生委員会 [成案報告]
- 『第5次秋田市地域福祉計画』決定

秋田市地域福祉市民意識調査結果

※ 調査の概要については、本編第2章に掲載しているほか、詳細については、報告書として秋田市ホームページに掲載しています。

質問1 現在、あなたは「福祉」とどのような関わりがありますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。

項目	回答
関わりはない	51.0%
福祉に関わる仕事・ボランティア活動	11.3%
高齢のため福祉サービス必要	8.3%
障がいのため福祉サービス必要	6.2%
子育て中のため福祉サービス必要	6.5%
病弱のため福祉サービス必要	2.4%
ひとり親家庭のため福祉サービス必要	1.7%
生活が困窮しているため福祉サービス必要	3.6%
身近に福祉サービスを受けている人がいる	18.9%
その他	3.3%
無回答	2.9%

質問2 あなたが市の福祉に関する情報を得る主な手段はどれですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
市の広報誌（広報あきた）	76.4%
公共施設の掲示やパンフレットなど	13.3%
町内会の回覧板	25.6%
新聞、テレビなど	50.1%
福祉団体の広報誌	5.7%
インターネット	26.2%
口コミ（知人から聞いた）	21.3%
福祉関連の相談窓口	9.8%
その他	2.6%
無回答	2.5%

質問3 あなたは、日常生活の困りごとを誰に相談していますか。よく相談する相手を、次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
同居している家族	69.0%
同居していない家族	33.3%
親戚	13.9%
近所の人、町内会・自治会の役員	7.2%
知人・友人、職場の人	45.7%
行政機関の相談窓口（市役所、交番など）	8.1%
福祉施設などの相談窓口（地域包括支援センター、相談支援事業所など）	4.0%
社会福祉協議会（地区社会福祉協議会に委嘱された福祉協力員など）	1.1%
民生委員・児童委員	2.5%
地域保健推進員	0.1%
ヘルパー、ケアマネジャー、主治医など	8.4%
NPO団体	0.2%
相談できる人がいない	4.2%
困りごとはない	6.1%
その他	1.5%
無回答	2.2%

質問4 現在、あなたが近所（すぐに顔を出せる程度の範囲）の人から手助けを受けていることがあれば、それはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
安否確認の声かけ	5.1%
話し相手	6.3%
悩みごと、心配ごとの相談	1.7%
買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	2.0%
食事の提供、調理の手伝い	0.4%
玄関前の掃除、除雪	5.6%
通院など外出時の付き添い	1.5%
町内会の掃除当番などの軽減	3.3%
短時間の留守番、子どもの預かり	0.2%
災害時の避難支援	1.0%
日常生活に不自由はあるが、地域の人の手助けを受けていない	6.9%
手助けを必要としていない	62.8%
その他	3.0%
無回答	16.5%

質問5 現在、あなたが近所の困っている人(高齢や病気などで日常生活が不自由な人)に手助けをしていることがあれば、それほどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
安否確認の声かけ	10.0%
話し相手	9.9%
悩みごと、心配ごとの相談	4.5%
買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	2.2%
食事の提供、調理の手伝い	0.6%
玄関前の掃除、除雪	8.6%
通院など外出時の付き添い	1.5%
町内会の掃除当番などの軽減	5.3%
短時間の留守番、子どもの預かり	0.1%
災害時の避難支援	1.6%
近所に困っている人はいるが、とくに手助けはしていない	4.7%
近所に困っている人はいない(知らない)	54.1%
その他	2.5%
無回答	17.6%

質問6 もし、あなたが高齢や病気などで日常生活が不自由になったら、近所の人に手助けをしてほしいことはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
安否確認の声かけ	35.4%
話し相手	10.3%
悩みごと、心配ごとの相談	8.8%
買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	24.2%
食事の提供、調理の手伝い	5.8%
玄関前の掃除、除雪	31.9%
通院など外出時の付き添い	7.9%
町内会の掃除当番などの軽減	29.5%
短時間の留守番、子どもの預かり	1.6%
災害時の避難支援	30.8%
特にない	15.3%
その他	2.6%
無回答	6.7%

質問7 もし、あなたの近所に日常生活が不自由で困っている人がいたら、あなたができる手助けはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
安否確認の声かけ	56.6%
話し相手	23.3%
悩みごと、心配ごとの相談	11.8%
買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	18.9%
食事の提供、調理の手伝い	1.5%
玄関前の掃除、除雪	33.1%
通院など外出時の付き添い	3.2%
町内会の掃除当番などの軽減	27.5%
短時間の留守番、子どもの預かり	2.2%
災害時の避難支援	23.1%
特になし	11.5%
その他	1.9%
無回答	6.5%

質問8 あなたは、近所の人とどの程度のつきあいがありますか。次の中から1つを選んでください。

項目	回答
どんな相談や頼みごとでもできる人がいる	2.9%
軽易な相談や頼みごとならできる人がいる	15.0%
本当に困ったときならば助けてくれる人がいる（と思う）	9.7%
顔を合わせれば会話や挨拶をするが、相談や頼みごとまでできる人はいない	50.2%
近所の人顔は知っているが、声をかけることはほとんどない	10.3%
近所の人顔も知らない	5.5%
その他	0.6%
無回答	5.8%

質問9 あなたの世帯は、町内会又は自治会に加入していますか。

項目	回答
加入している	85.6%
加入していない	4.6%
わからない	6.7%
その他	0.6%
無回答	2.5%

質問10 あなたは、どのような地域活動(地域での自治活動や市民活動)に参加していますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。

項目	回答
町内会・自治会などの地域自治活動	40.0%
地区社会福祉協議会、地区市民憲章推進協議会などの地域団体の活動	3.7%
老人クラブ、婦人会、青年会などの住民同士の親睦活動	6.1%
子ども会(育成会)、PTA、学校協力活動	10.9%
子育て支援関係のボランティア・NPO活動	0.9%
福祉施設でのボランティア・NPO活動	0.9%
高齢者や障がい者の在宅生活を支援するボランティア・NPO活動	0.5%
環境など福祉分野以外のボランティア・NPO活動	2.6%
参加していない	48.3%
その他	3.1%
無回答	2.1%

質問11 あなたが地域活動に参加するとき、支障になること(参加しない又は参加できない理由)はどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
仕事のため時間がとれない	38.8%
家事や育児のため時間がとれない	10.4%
高齢者、障がい者や病人の世話・介護のため時間がとれない	5.6%
家族の支持・理解がない	1.2%
自分の健康や体力に自信がない	23.7%
一緒に参加する仲間がいない	10.9%
人間関係などがわずらわしい	18.6%
興味のもてる活動が見つからない	10.5%
どのような活動があるのかわからない	14.6%
きっかけがない	17.0%
とくに支障はない(とくに理由はない)	21.5%
その他	3.8%
無回答	5.0%

質問12 5年前に比べて、住民団体やボランティアによる地域福祉活動(地域サロンや子育てサークルなど)が活発に行われるようになったと感じますか。

項目	回答
感じる	4.2%
どちらかといえば感じる	10.3%
どちらかといえば感じない	10.3%
感じない	26.9%
わからない	46.2%
無回答	2.1%

質問13 5年前に比べて、住民団体や関係機関(町内会、地区社会福祉協議会など)が連携して活動することが多くなったと感じますか。

項目	回答
感じる	3.5%
どちらかといえば感じる	8.1%
どちらかといえば感じない	10.3%
感じない	30.1%
わからない	46.3%
無回答	1.7%

質問14 秋田市では、平成26年3月「第3次秋田市地域福祉計画」をつくっています。地域福祉の趣旨は、「誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、みんなで支えあう地域社会をつくっていくこと」ですが、このことについて、あなたの考えを次の中から1つ選んでください。

項目	回答
地域福祉の趣旨に沿った取組に関わっている	5.1%
地域福祉の趣旨は理解できるが、行動には至っていない	46.5%
地域福祉の趣旨は理解できるが、賛同できない	1.7%
地域福祉の趣旨は理解できない	1.4%
よくわからない	42.1%
その他	1.1%
無回答	2.1%

質問15 あなたは、おおむね小学校区単位で組織されている「地区社会福祉協議会」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

項目	回答
知っている	21.8%
名称は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない	34.7%
知らない	42.6%
無回答	0.9%

質問16 あなたは、福祉に関する相談ボランティアである「民生委員・児童委員」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

項目	回答
地域の担当委員が誰か知っており、仕事の内容も知っている	18.6%
地域の担当委員が誰か知っているが、仕事の内容は知らない	17.4%
地域の担当委員が誰か知らないが、仕事の内容は知っている	20.1%
名称は聞いたことがあるが、地域の担当委員も仕事の内容も知らない	31.9%
知らない	10.9%
無回答	1.1%

質問17 あなたは、犯罪を犯した人や非行少年の更正、社会復帰の支援を行う「保護司」をご存じですか。

項目	回答
知っている	42.3%
名称は聞いたことがあるが事業の内容は知らない	38.2%
知らない	18.6%
無回答	0.9%

質問18 (1) 「地域包括支援センター」をご存じですか。

項目	回答
知っている	45.5%
名称は聞いたことがあるが事業の内容は知らない	28.0%
知らない	23.0%
無回答	3.5%

質問18 (2) 「地域包括支援センター」を利用したり、相談したことはありますか。

項目	回答
利用したり相談したことがある	16.4%
利用したり相談したりしたことはない	65.8%
わからない	8.6%
その他	1.0%
無回答	8.3%

質問19 子どもや家庭に関する総合支援や相談を行う「子ども未来センター」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

項目	回答
知っている	21.5%
名称は聞いたことがあるが事業の内容は知らない	28.7%
知らない	47.9%
無回答	2.0%

あなたは、生活支援員が判断能力の不十分な高齢者や障がい者の福祉サービス
 質問20 利用の援助などをする「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」について
 ご存じですか。次の中から1つ選んでください。

項目	回答
知っている	11.7%
名称は聞いたことがあるが、事業の内容は知らない	20.5%
知らない	65.9%
無回答	2.0%

あなたは、後見人が判断能力の不十分な高齢者や障がい者の財産管理や身上監
 質問21 護などをする「成年後見制度」についてご存じですか。次の中から1つ選んでくださ
 い。

項目	回答
知っている	42.3%
名称は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない	33.7%
知らない	22.1%
無回答	1.9%

あなたは、成年後見制度の活用の支援や相談を行う「権利擁護センター」について
 質問22 ご存じですか。次の中から1つ選んでください。

項目	回答
知っている	10.5%
名称は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない	19.0%
知らない	68.4%
無回答	2.1%

質問23 5年前に比べて、福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると感じますか。

項目	回答
感じる	5.3%
どちらかといえば感じる	13.5%
どちらかといえば感じない	11.7%
感じない	21.6%
わからない	46.0%
無回答	1.9%

質問24 5年前に比べて、防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災害時要援護者への支援、救急医療情報キット(安心キット)の取組など)が進んでいると感じますか。

項目	回答
感じる	6.2%
どちらかといえば感じる	18.4%
どちらかといえば感じない	12.0%
感じない	24.9%
わからない	36.1%
無回答	2.4%

質問25 5年前に比べて、地域(公共施設、歩道など)や住宅のバリアフリー化(段差を少なくするなど)が進んでいると感じますか。

項目	回答
感じる	6.7%
どちらかといえば感じる	26.4%
どちらかといえば感じない	11.7%
感じない	29.8%
わからない	23.2%
無回答	2.2%

質問26 5年前に比べて、高齢者や障がい者の自立した生活のための支援等が増えたと感じますか。

項目	回答
感じる	5.5%
どちらかといえば感じる	17.9%
どちらかといえば感じない	10.5%
感じない	25.1%
わからない	39.0%
無回答	2.1%

質問27 あなたは、互いに助け合う地域づくりの支障となることはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
近所づきあいが希薄になっていること	65.0%
既存の地域活動には新しい人が入りづらいこと	19.0%
家庭の相互扶助機能（親や身内の世話や介護など）が弱まっていること	13.3%
ひとり親家庭や障がい者への偏見があること	6.2%
他人に干渉されすぎること（プライバシーが守られないこと）	22.5%
住民の価値観が多様化していること	48.1%
一人ひとりのモラルの低下（ルール・マナーが守られないこと）	22.5%
日中、地域を離れている人が多いこと	21.7%
職業、出身や家柄、国籍や人種・民族などにこだわること	3.1%
わからない	9.7%
その他	2.6%
無回答	2.9%

質問28 あなたは、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を続けていくためには誰（どこ）の理解と協力が一層必要と思いますか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
家族	62.8%
行政機関（福祉事務所、保健所など）	54.5%
近所の人（地域住民）	33.5%
福祉・保健サービスを提供する施設や事業者	44.3%
民生委員・児童委員	11.7%
町内会・自治会	18.2%
社会福祉協議会	9.8%
ボランティア団体・NPO団体	8.6%
わからない	5.2%
その他	1.5%
無回答	2.6%

質問29 あなたは、福祉サービスを提供していくうえで、市民と行政との関係はどうあるべきだと思いますか。次の中から1つ選んでください。

項目	回答
行政が責任を果たすべきであり、市民はそれほど協力することはない	5.6%
行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は市民が協力すべき	24.3%
市民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである	46.0%
家庭や地域をはじめ市民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が行うべきである	10.8%
わからない	9.2%
その他	0.4%
無回答	3.7%

質問30 あなたは、あなたの住んでいる地域では、地域ぐるみでどのような取組を進めていけばよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
高齢者の支援（見守り・安否確認など）	47.4%
障がい者の支援（見守り・安否確認など）	15.0%
子育て家庭の支援（悩みごと相談、地域ぐるみの見守り・協力など）	21.2%
住民の健康づくり（疾病予防・健康増進など）	11.8%
災害への備え（自主防災組織づくりなど）	35.2%
事故や犯罪の防止（防犯パトロールなど）	19.0%
消費生活トラブルの防止（情報提供や地域への声かけなど）	5.0%
まちづくりのルールづくり（地区計画、建築協定など）	4.7%
町内会・自治会活動の推進	13.0%
福祉教育の推進（小中学校への情報提供、学習活動への協力など）	4.5%
生涯学習の推進（地域の連帯感を高めるための行事など）	7.3%
街区公園などの維持管理（草刈り、清掃など）	11.0%
生活環境整備の促進（道路や下水道の整備など）	19.4%
わからない	15.0%
その他	2.9%
無回答	3.0%

質問31 あなたは、これからの行政が福祉を進めるために優先して取り組むべきことはどれだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
地域活動・ボランティア活動への参加の促進や支援	14.3%
防災や見守りなど住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援	31.3%
保健福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実	28.7%
高齢者や障がい者になっても在宅生活が続けられる福祉サービスの充実	50.7%
健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実	19.2%
権利擁護や苦情対応などのサービス利用者の保護	4.5%
小・中学校や地域での福祉教育の推進	10.7%
高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備	23.1%
手当の支給などの金銭的援助	30.3%
道路の段差解消などの福祉のまちづくり（バリアフリーの推進）	17.4%
わからない	6.5%
その他	2.9%
無回答	5.7%

質問32 あなたは、地域にある福祉施設(保育所、老人福祉施設など)は地域社会とどのように関わっていけばよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
地域の事業・行事への参加と協力	32.3%
施設の利用者と地域住民との日常的な交流	37.3%
専門分野に関する研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣	13.3%
ボランティアを希望する住民の受け入れ	21.1%
地域住民の交流会・懇談会の開催のためのコーディネーターや場所の提供	15.0%
災害時の避難受け入れなどの支援	45.5%
相談体制の充実	34.4%
その他	2.6%
無回答	7.3%

質問33 あなたは、地域社会(住民・地域団体)が行政とともにこれまで以上に積極的に関わっていくことで全体的な状況が改善できるものはどれだと思いますか。効果が大きいと思うものを次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
ひとり暮らし高齢者などの見守りによる孤立(独)死の防止	53.3%
災害時要援護者に関する情報の共有による避難支援	37.5%
地域での声かけなどによる自殺予防	10.2%
地域での見守りによる児童虐待、高齢者虐待の防止	21.0%
地域での見守りや相談による子育て支援	13.0%
道路などのバリアフリー化の促進	14.0%
生活道路のすみやかな除雪	54.5%
情報の伝達や体制づくりなどによる防犯・防災	21.5%
世代間の交流などによる地域の絆づくり	13.5%
地域ぐるみでの住民の健康維持	9.8%
その他	2.0%
無回答	4.8%

秋田市社会福祉審議会条例

平成12年 3月27日

条例第9号

改正 平成12年 9月29日 条例第48号

平成25年 9月30日 条例第50号

平成26年 3月25日 条例第35号

平成26年 6月30日 条例第56号

平成29年 3月17日 条例第10号

令和5年3月22日 条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平12条例48・一部改正）

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉および精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。

（平12条例48・平25条例50・平26条例56・平29条例10・令5条例6・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員52人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（平26条例35・一部改正）

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

資料編

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例（平成8年秋田市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第56号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第2号で平成27年4月1日から施行)

附 則（平成29年3月17日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

資料編

(審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第5条 審議会が必要と認めるときは、審査部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会（審査部会を含む。以下同じ。）に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議)

第6条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 審査部会

(任期)

第7条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会お

よび部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月9日から施行する。

秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

氏名	団体名	備考
前原 和明	国立大学法人秋田大学大学院教育学研究科	専門分科会長
黒崎 義雄	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	副専門分科会長
遠藤 善衛	秋田市ボランティア連絡協議会	
佐々木 明美	社会福祉法人グリーンローズ	
佐々木 真	秋田市老人福祉施設連絡協議会	
佐々木 政昭	中央地域づくり協議会	
佐々木 基成	秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会	
佐藤 猛広	秋田県知的障害者福祉協会	
長谷川 元子	秋田市保育協議会	
羽瀧 友則	国立大学法人秋田大学医学部	
三浦 喜美子	秋田市民生児童委員協議会	
渡邊 剛	元秋田経済同友会	
富樫 伸介	秋田保護観察所	臨時委員
藤田 尚	秋田刑務所	臨時委員
渡邊 清明	秋田地区保護司会	臨時委員
藤原 美佐子	秋田弁護士会	臨時委員
近藤 直	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート秋田支部	臨時委員
和田 士郎	一般社団法人 秋田県社会福祉士会	臨時委員

秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 秋田市地域福祉計画ならびに秋田市地域福祉計画を上位計画とする秋田市高齢者プランおよび秋田市障がい者プラン(以下「地域福祉計画等という。’)の推進を図るため、秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会(以下「連絡会」という。’)を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会の所管事務は、次の各号に掲げる事項に関し、庁内の連絡および調整を図ることとする。

- (1) 地域福祉計画等の施策および事業の実施
- (2) 地域福祉計画等の進行管理
- (3) 地域福祉計画等の見直し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の推進についての必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

2 会長、副会長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 会長 福祉保健部の事務を分掌する副市長
- (2) 副会長 福祉保健部長
- (3) 委員 福祉保健部次長、福祉総務課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、保護第一課長、保護第二課長、介護保険課長、監査指導室長および各部局の連絡調整課長

3 会長が必要と認めたときは、連絡会に臨時の委員を置くことができる。

(会長および副会長)

第4条 会長は、連絡会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 連絡会に次の各号に定める部会を置き、事務を分掌させる。

資料編

(1) 高齢者プラン部会

第2条各号に掲げる事務のうち、秋田市高齢者プランに関するもの

(2) 障がい者プラン部会

第2条各号に掲げる事務のうち、秋田市障がい者プランに関するもの

- 2 部会は、部会長および部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、副会長をもって充て、部会の会務を総理する。
- 4 部会員は、委員のうちから部会長が指名する。
- 5 部会長不在のときは、部会長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第7条 連絡会に幹事会を置き、第2条各号に掲げる事務のうち、重点事業に関する事務を分掌させる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、福祉保健部次長をもって充て、副幹事長および幹事は、委員のうちから幹事長が指名する。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長が必要と認めたときは、幹事会に臨時の幹事を置くことができる。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局は、福祉総務課地域福祉推進室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

2 秋田市高齢者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成11年4月21日施行）および秋田市障害者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成13年4月16日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

「避難支援対象者名簿」「要援護者把握用リスト」とは

1 「避難支援対象者名簿」

高齢者や障がい者等、災害時に何らかの支援が必要なかたに避難情報の伝達や避難誘導、安否確認等を行うため、氏名や住所等をまとめた法定の名簿のことです。

掲載対象者	高齢者や障がい者、難病患者等のうち、あらかじめ同意が得られたかた
掲載内容	住所、氏名、性別、年齢（生年月日）、電話番号、支援が必要な理由
名簿配布者	町内会・自治会、自主防災組織、民生委員等
使用目的	災害時の避難誘導等のほか、平常時から町内会の班長レベル等まで情報共有し、地域での避難体制づくりに活用
手続	特になし

2 「要援護者把握用リスト」


災害時、身体的に支援が欠かせないと思われる高齢者や障がい者について、避難誘導、安否確認等を行うため、氏名や住所等をまとめた法定のリスト（名簿）です。便宜上、名称を名簿とリストに区分しました。

掲載対象者	本人の同意の有無にかかわらず、身体的に支援が必須と思われる高齢者や障がい者
掲載内容	住所、氏名、性別、年齢
名簿配布者	町内会・自治会、自主防災組織、民生委員のみ
使用目的	災害時、生命・身体に危険があると判断される場合、安否確認や避難誘導等に使用
手続	事前に名簿配布者と市が覚書を締結。受領時は受領書にサイン

避難支援対象者名簿と要援護者把握用リストとの違い

	避難支援対象者名簿(青名簿) 平成22年度から	要援護者把握用リスト(赤リスト) 平成24年度から
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法(H25.6.21改正) ・秋田市災害時要援護者の避難支援プラン(H22.3月策定、27.3月改訂) 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市災害対策基本条例・施行規則(H24.3.26制定、7.1施行)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・同意者の情報を地域に提供し、日頃から、地域における避難支援体制づくりを推進 ・災害時又は災害が予測される時には、安否確認や避難誘導等に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人同意の有無に関わらず、特に支援が必要な要援護者の情報を地域に提供し、地域で要援護者を把握 ・要援護者の生命・身体に関わるような災害時には、安否確認や避難誘導に活用
対象者	<p>※対象範囲を広くし、支援が必要な方を本人に同意確認の上、名簿登録</p> <p>市内在住の在宅の方で、同居家族等の支援だけでは、自力避難が困難な方</p> <p>① 高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護1以上・独居、高齢者のみ世帯等 ・認知症状のある者 <p>② 障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者 <ul style="list-style-type: none"> 視覚(1～3級) 聴覚・平衡(1～3級) 肢体不自由(1～2級) 内部(1～2級) ・知的障がい者(療育手帳A) ・精神障がい者(精神保健福祉手帳1級) <p>③ 難病患者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費(指定難病)受給者証所持者 ・小児慢性特定疾病患者(重症認定患者) <p>④ その他市長が必要と認める方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に準ずる方など 	<p>※身体状況で必ず支援が必要と思われる方に対象範囲を絞り、本人に同意確認せずにリスト登録</p> <p>市内在住の在宅の方(長期入院・施設入所していない方)</p> <p>① 高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上 <p>② 障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者 <ul style="list-style-type: none"> 視覚(1級) 聴覚(2級) 肢体不自由のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 下肢・体幹機能障害(1～2級) <p>※要介護状態区分は要介護1～5の段階があり、数字が大きいほど要介護度が重くなる。障がい程度等級は1～7の段階があり、数字が小さいほど障がいの程度が重くなる。</p>
情報項目	<p>※避難支援体制づくりに必要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、性別、年齢・生年月日、電話番号 ・支援をする理由(高齢者のみ世帯、視覚障害等) 	<p>※区域内のどこに誰がいるかという情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、性別、年齢
提供先・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員、秋田県警察、秋田市社会福祉協議会 ・名簿共有は、上記のみ <p>※ただし、町内会班長まで、避難支援体制づくりに必要な範囲で情報共有可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員 ・情報共有は、上記のみ <p>※ただし、区域や要援護者数によっては、情報共有者を設定可能(別に覚書締結が必要)</p>
手続	特になし	事前に市と覚書、受領時は受領書
活用方法	<p>平常時：支援者の選定、緊急連絡網・福祉災害マップ作成、個別避難支援プラン作成等の地域の実情に合った避難支援体制づくり</p> <p>災害時：災害時や災害発生が予測される時、町内の支援体制に基づく連絡網等による安否確認や避難支援</p>	<p>平常時：町内のどこに(何班に)要援護者がいるか把握</p> <p>災害時：大災害時で、生命・身体に危険があると判断される場合、町内で情報共有し、安否確認や避難支援に活用</p> <p>※ただし、同意をしていない方への同意書提出を働きかけることには活用可能</p>

個別避難支援プランひな型（表面）

※ 地区名【 旭北 地区】		No.			
秋田太郎さんの災害時における避難支援 ～秋田市個別避難支援プラン～					
町内会		山王一丁目町内会			
自主防災組織		山王一丁目自主防災組織		民生委員 秋田 二郎 866-□□□□	
住所	秋田市山王一丁目1-1 福祉アパート1号		(電話) 018-866-0000 (FAX) (携帯)		
フリガナ お名前	アキタ タロウ 秋田 太郎	性別	男	年齢	80歳
生年月日	昭和 13年 8月 9日	血液型	○型 (RH+)	支援対象の種別	要介護
日中 (本人および 家族の状況)	同居の妻が介護をしているほか、ヘルパーに来てもらっている。ほとんどの時間を1階の居間で過ごしている。		夜間 (本人および 家族の状況)	同居の妻とふたりで過ごす。1階居間の隣の部屋で就寝する。	
自宅付近の一時的な避難場所			指定の避難場所等		
山王街区公園			避難場所 (グラウンド・公園等)	山王中学校グラウンド	
避難所までの行き方、移送方法等 杖が必要。車いすがあれば利用したい。			避難施設 (コミセン・学校等)	山王中学校	
【災害が起こった時に声かけや避難所までの付き添いをお手伝いしてくれる方】 私(お手伝いしてくれる方)の氏名・電話番号等の情報を地域の方(町内会・自主防災組織・民生委員)に提供することを同意します。					
お名前	山 王 一 郎	関係	右隣の家の住民		
住所	秋田市山王一丁目1-2	電話	866-△△△△		
お名前	山 王 二 郎	関係	向かいの家の住民		
住所	秋田市山王一丁目11-1	電話	866-××××		
お名前	山 王 三 郎	関係	町内会長		
住所	秋田市山王一丁目3-10	電話	866-◎◎◎◎		
(宛先) 秋田市長 私は、秋田市個別避難支援プラン(この用紙。裏面も含む)を作成することに同意します。 また、私が届け出た個人情報を市の福祉部門、防災部門と避難支援者へ提供することを承諾します。					
平成31年3月1日		(お名前)	秋 田 太 郎 (印)		
代理記載者のお名前 ※代理の方が記入した場合	お名前		本人との関係		
	住所		連絡先		

ひな型（裏面）

【安心キットの設置状況】 有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>			
【避難時の留意事項】			
必要な薬・介護用品など	飲み薬、紙おむつ、入れ歯、補聴器、四点杖、車いす		
情報伝達する際に注意することなど	耳が聞こえないので、動作で伝え、手を引いて誘導する必要がある		
継続が必要な医療や福祉サービスなど	介護ベッド、人工透析、在宅酸素療法		
必要な支援など	服薬管理 日常（着替え、排泄、清潔行為）介助 移乗介助		
その他特記事項	避難所にベッドが確保できない場合は、緊急入所（緊急入院）する必要がある		
【緊急時の連絡先（別居の家族など）】			
フリガナ お名前	アキタ サブロウ 秋 田 三 郎 (関係 三男)	住 所 連絡先	秋田市土崎港西五丁目 3-1 (845) 〇〇〇〇
フリガナ お名前	(関係)	住 所 連絡先	()
【かかりつけの医療機関などの連絡先】			
かかりつけの医療機関	住所	秋田市川元松丘町4-30	
市立秋田総合病院	電話	018(823)□□□□	
かかりつけの医療機関	住所		
	電話	()	
担当ケアマネジャー（事業所・氏名）	住所	秋田市山王1丁目1-10	
(福) さつき会 (福祉 太郎)	電話	018(863)△△△△	
	住所		
	電話	()	
	住所		
	電話	()	
※この避難支援プランについてのお問い合わせは … 秋田市地域福祉推進室 電話018-888-5661 FAX018-888-5658			

令和5年7月豪雨災害検証委員会の検証結果（福祉保健部分）

1 短期項目（令和5年12月までに結論）

	検証項目	現状と課題	検討結果と修正する計画等
被災者支援	No. 4 災害ケースマネジメント	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ケースマネジメントの考え方が必要 ・復興支援チームと地域支え合いセンターを設置し、被災者支援体制を強化 ・市職員によるニーズ調査（戸別訪問等）を実施 ・要望には、復興支援チームと地域支え合いセンターで対応 <p>【課題・問題点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化、被災者の自立、生活再建に向けて継続的支援が必要 2 調査データの活用 既存データ活用で市と市社協の調査状況を基に要支援の被災者をグループ分けし、課題特定 3 継続支援が必要な被災者の優先順位づけ <ul style="list-style-type: none"> ①応急修理、基礎支援金、加算支援金が未申請の世帯 ②単身高齢者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯 ③NPO団体が把握する世帯、一般世帯 ④一時対応世帯 4 関係団体等との連携 連携団体への協力依頼と協議の場の設置 	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興支援チームと地域支え合いセンターの連携により、被災者一人ひとりの課題解決に継続的に取り組む。 ・被災者情報を基に支援が必要な被災者と課題を特定する。 ・地域支え合いセンターの相談員のほか、より多くの団体に協力を依頼するほか、連携団体との協議や支援方策を検討する場を設け、被災者の自立・生活再建の早期実現を目指す。 <p>【修正する計画等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害ケースマネジメントの特徴は、被災者の課題が解決するまで継続的に寄りそった支援を行うことにある。被災者の自立・生活再建まで、訪問、見守り・相談支援等のアウトリーチによる課題の把握、個々の課題に応じた支援方策を検討する場を設け、適切な支援策へのつなぎを繰り返し実施する。 2 被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが想定されるため、連携団体についても段階に応じて発展・拡充していくことが必要となる。このため、被災後約1年となる令和6年6月に活動の検証・分析を行い、その結果を基に被災者支援の仕組みの整備等について、地域防災計画および地域福祉計画に反映させる。

2 中期項目（令和6年8月までに結論）

検証項目	現状と課題	検討結果と反映させる計画等
被災者支援 №32 災害ボランティアセンターの運営支援	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営にあたっては、秋田県社会福祉協議会が他都市の社会福祉協議会からの職員派遣について調整を行い、発災後約2週間程度で応援職員が派遣され、同センターの運営の支援が実施された。 ・応援職員の支援により、ボランティア進捗管理等をマンパワーで行った。 <p>【課題】</p> <p>1 災害ボランティアセンター運営の人員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他社協からの応援態勢が整うまでの一週間以上の間も災害ボランティア対応が求められる。 ・運営にあたり、約1か月半の間、福祉保健部対応で1日あたり3～5名の応援職員を派遣したが、十分ではなく、ニーズ調査などの本格実施に時間がかかるなど、人手不足の影響が見られた。 <p>2 災害ボランティアの進捗管理</p> <p>紙ベースで災害ボランティアの進捗を管理していたが、集計・整理に時間と人員が相当数必要とされ、進捗管理の遅れのみならず、ニーズ調査など他の業務への影響が発生していた。</p>	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターへの市社協以外からの応援職員動員について事前に関連団体と協議し人員を確保する。 ・ICTを継続運用して進捗管理を効率化する。 <p>【修正する計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援については、秋田市地域防災計画に盛り込むこととする。 ・併せて秋田市社会福祉協議会が作成する「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に反映させる。

	検証項目	現状と課題	検討結果と反映させる計画等
被災者支援	№ 33 要援護者への対応	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員等と協力し、安否確認を行うこととしているが、民生委員・児童委員による安否確認にとどまった。 ・市（福祉班）では民生委員・児童委員、ホームヘルパーおよびボランティア等の協力を得てチームを編成し、要配慮者のニーズ把握など状況調査を実施するとともに保健・福祉サービスの情報を随時提供することとしているが、避難所の要援護者の対応に追われ早期実施に至らなかった。 <p>【課題】</p> <p>1 要配慮者の状況把握の早期実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員自身が被災し、すぐの対応が困難な地区が存在 ・複数の地域包括支援センターで、被災した包括への支援体制について予め定めていなかった。 ・要援護者が利用する事業所などが被災し、事業所による安否確認を行えないことがあるほか、在宅や各種制度等を利用してない要援護者について状況把握の手段がなく困難であった。 	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市民生児童委員協議会における災害時における民生委員活動のあり方等についての協議を依頼した。あわせて、災害時における支援活動のあり方などについては、地域の民生委員に限らず、自主防災組織や町内会等でも平常時から検討し、整備してもらうため、市（福祉班）のこれまでの取組に加え、防災安全対策課や各市民サービスセンターが、自主防災組織連絡協議会、地域福祉推進関係者連絡協議会および地域活動座談会などにおいて、要援護者の状況把握の実施について働きかける。 ・居宅介護支援事業者へ担当の在宅要介護者の安否確認等の協力を依頼。 ・地域包括支援センター自体が被災した場合に備え、運営法人ごとの支援のあり方や、包括圏域内における居宅介護支援事業所等との協力体制について、包括運営協議会等で検討する機会を定期的に設けることとした ・民生委員・児童委員・ホームヘルパーなどからなるチームによる活動について事前整理し、災害当初からの活動の体制をつくる。 ・避難所の支援の流れについて、関係機関との調整を行う。 ・地域包括支援センターの運営法人ごとの支援のあり方や居宅介護支援事業所との協力体制について、包括運営協議会等で検討

		<p>2 要配慮者のニーズ把握を行うチーム編成、避難所における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者支援のためのチーム編成について具体的な手法等が定められていなかった。 避難所に避難した障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援等が不足していた。 	<p>【修正する計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田市地域防災計画 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン
	検証項目	現状と課題	検討結果と反映させる計画等
被災者支援	<p>№ 34 見守り対象者の安否確認</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地における見守り対象者の安否確認について、民生委員に協力を依頼し実施したが、民生委員自身が被災し、すぐに対応することが困難であった地区があり、市職員が現地に行き確認するなどの対応をしたため時間を要した。 <p>【課題】</p> <p>1 秋田市の災害時における民生委員による安否確認に関する要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 指針等 被災地における見守り対象者の安否確認については、令和3年8月の大雨災害において民生委員が見守り活動中に死亡したケースを受け、全国民生委員児童委員連合会は「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を改訂し、あらためて災害時は民生委員自らの安全確保がなにより重要であることを明確にしており、災害時における民生委員活動について検証が必要である。 	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民生児童委員協議会常任理事会に災害時の民生委員活動のあり方等の検討について協議を依頼した。 <p>【修正する計画等】</p> <p>災害時における民生委員による安否確認に関する要領・指針等を定める。</p>

	検証項目	現状と課題	検討結果と反映させる計画等
被災者支援	№.36 在宅被災者の健康状態等の把握	<p>【現状】 (災害時保健活動マニュアル)</p> <ul style="list-style-type: none"> フェーズ1 (災害発生後72時間)に健康相談が必要な対象者の把握として、市民生活班と連携、避難所や避難者からの情報、保健衛生班内からの情報、福祉班からの情報収集を想定。 <p>(令和5年度の豪雨災害時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家屋調査やボランティア活動をとおして健康相談のチラシを配布し、電話で健康相談に対応。 <p>(発災時から7日目より)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害が大きい地区を限定して健康調査を実施し、必要な保健指導を実施した。 <p>(発災時から18日目から4日間)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 近所からの電話相談で自主避難者を把握(発災時から7日目)。 福祉班は、地区の民生委員・児童委員をとおして、在宅被災者の情報収集を行った。また、地域包括支援センターに健康に関する対応について情報提供した。 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 在宅被災者健康調査について、時期、対象、人員の確保等、具体的な活動マニュアルが未作成 福祉保健部(福祉総務課地域福祉推進室、長寿福祉課)等と情報共有する連携体制がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅被災者の健康状態の把握に関するマニュアルを作成する。 保健所、福祉保健部との情報共有体制 <p>【修正する計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅被災者の健康状態の把握についてのマニュアルを作成し、既存の災害時保健活動マニュアルに入れ込む。

	検証項目	現状と課題	検討結果と反映させる計画等
被災者支援	No. 39 生活必需品の給与	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により、住家が全壊、半壊、床上浸水となり、生活上必要な被服や日用品等を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対し、生活必需品を現物で支給した。 ・災害救助法が適用された場合の給与物資の確保および市までの輸送は、県とイオン東北株式会社が締結している「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」に基づき県が行い、被災者に対する支給は市が行う。 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品の支給までに時間を要した。また、対象者への制度周知が不十分だった。 2 災害救助法が適用されない場合は、市が給与物資の確保を行う必要があることから、既に締結している民間団体等との協定を活用し、物資の確保等を行う必要があるとともに、実施条件および限度額をあらかじめ整理する必要がある。 	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に生活必需品の単価等の設定を県に依頼する。 ・救助法が適用されない場合でも、民間団体との協定を活用して市独自で支給する。 <p>【修正する計画等】</p> <p>以下の内容を地域防災計画に反映することとしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後に速やかに制度周知、申請受付を行うため、物資の輸送を担当している総務班には、周知のチラシや申請書等の書類を避難所へ搬送の協力を依頼するとともに、避難所における被災者の生活必需品にかかるニーズ調査は、避難所を運営する、市民生活班に協力を依頼する。 ・制度周知に当たっては、市ホームページやSNSとともに、必要に応じてマスメディアを通じた周知・呼びかけを行うこととする。 ・申請受付および物資の支給拠点は避難所を原則とし、在宅避難者に対しても、生活必需品が必要な場合は、避難所にて手続きを行うよう周知する。ただし、局所的な災害等で避難所が開設されない、または、極めて短時間で避難所が閉鎖された場合には、民生委員や町内会の協力も得ながら、申請受付、物資の支給等を行っていく。 ・災害規模によってボランティアが被災地に入ることが難しいケースもあり、発災直後にボランティアへの協

		<p>力を求めることは困難と考えるため、発災直後の被災者への支給は、総務班および市民生活班に協力を依頼し、迅速に支給可能な体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時に迅速に対応出来るよう、令和5年7月豪雨の経験を踏まえ、生活必需品の給与等にかかる周知、申請、支給等に関する手順のマニュアル化を行う。
--	--	---

3 長期項目（数年かけて検討）

検証項目	現状および課題	検討結果と反映させる計画等
避難所開設・運営 №41 避難者への医療支援等	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療支援が必要な避難者があり、運営職員のみでは対応困難 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の中には、医療や介助等が必要な避難者も多く、市民生活部職員だけでは対応困難なケースがあった。被災した医療機関に受け入れしてもらえなかった市民が、警察に保護されて避難してきた例もあった。 ・避難者の中に、食事に配慮の必要な糖尿病の罹患者が多かった。 ・避難所運営に多くの人員を配置せざるを得なかったため、市民生活班で避難者のニーズ把握が出来ず、関係者で構成する支援チームを急遽編成し、対応にあたった。 ・集団生活が困難な避難者（配慮が必要と判断したかた）については、すべての避難所において、 	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉班・保健衛生班・住宅整備班等の関係班が避難所開設後速やかに活動開始できるよう職員の編成などを準備する。 ・福祉避難所を含めた要配慮者への対応のあり方を協議 <p>【修正する計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設・運営マニュアル【運営編】5頁 「2 避難者名簿の作成と報告(3)避難者名簿の管理」 ○避難所開設・運営マニュアル【様式】様式1～様式3（別添） 医療的な支援が必要な対象者や物資等を、市民生活班、保健衛生班、災害対策本部が速やかに把握し対応するため、健康に関する項目を追加。 ○避難所開設・運営マニュアル【運営編】13頁 「9 要配慮者等への対応」、「15 仮

	<p>避難所内の個室（福祉避難室）を提供するなどの対応が必要であるが、一部の避難所のみでの対応となったことに加え、要配慮者に対応する福祉避難所の開設が必要ではなかったのか検証する必要がある。</p>	<p>設住宅への移住など」に、避難所におけるニーズ把握について追記する。</p> <p>○地域防災計画</p>
--	---	---